

官報号外

平成五年四月八日

○第一百二十六回 衆議院会議録 第十七号

平成五年四月八日(木曜日)

○国會

平成五年四月八日(木曜日)

議事日程 第十二号

平成五年四月八日

午後一時開議

第一 皇太子殿下納采の儀に当たり賀詞奉呈

の件

第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

第七 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案(内閣提出)

第九 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 皇太子殿下納采の儀に当たり賀詞奉呈の件

永年在職の議員中山太郎君及び藤原房雄君に対して、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

日程第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(参議院送付)

日程第七 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第九 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 午後一時八分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王殿下には、来る四月十二日に納采の儀を行わせられます。

全国民とともに私たちの心からお喜び申しあげることろであります。
つきましては、本院は、慶祝の意を表するため、特に院議をもって、天皇陛下並びに皇太子殿下に対し、賀詞を差し上げたいと存じます。これに賀詞は議長に一任されたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、そのとおり決しました。

賀詞を朗読いたします。
天皇陛下に差し上げる賀詞
皇太子徳仁親王殿下には本日めでたく御婚約あそばされましたことは国民ひとしく慶賀にたえないところであります。
ここに衆議院は国民を代表して謹んで慶祝の誠を表します。

皇太子殿下に差し上げる賀詞
皇太子殿下には本日めでたく御婚約あそばされましたことは国民ひとしく喜びにたえないところであります。
ここに衆議院は国民を代表して謹んで慶祝の誠を表します。

ただいま御決議になりました賀詞は議長において差し上げることいたします。(拍手)
ただいま御決議になりました賀詞は議長において差し上げることいたします。(拍手)

官報(号外)

○永年在職議員の表彰の件
○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

中山太郎君及び藤原房雄君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存じます。(拍手)

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員中山太郎君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

議員藤原房雄君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

〔拍手〕

この際、中山太郎君及び藤原房雄君から発言を求めております。順次こ

れを許します。中山太郎君。

〔中山太郎君登壇〕

○中山太郎君 ただいま、院議をもちまして永年勤続の表彰の御決議を賜り、議長初め、先輩、同僚の議員の方々に心からお礼を申し上げますとともに、長年にわたり私の政治行動を御支援いただ

きました大阪府民の皆様方に謹んで感謝の誠をささげる次第でございます。(拍手)

私が国会に議席を得ました昭和四十三年は、我

が国において、大学紛争が大変大きな世間の問題となつておりましたが、当時の日本の経済は、一般会計予算がわずか五兆七千億円、円ドル交換レートが三百六十円でございましたし、外貨準備高は二十九億ドルのわずかでございましたが、二十五年たちました今日、日本の一般会計予算は七十二兆円を超えて、円ドル交換レートは百十五円前後となり、三倍強の通貨の力ができてまいりましたし、外貨準備高は六百八十億ドルを超えている状態でございます。

一方、国民の余命につきましても、この二十五年間で、男女とも八年間の延長を見、日本は世界最高の長寿国となつてしまつたわけでございました。この間の政府予算案、関連法案の成立に自民党議員として参加をできましたことを、改めて感謝が深く存じている次第でございます。(拍手)

また、この時代ほど、人類の歴史において科学技術が発達をした時代もございませんでした。アポロ十一号による人間の月着陸、人類が初めて月面に立ったのもこの二十五年間の出来事であり、また宇宙通信放送を通じて世界じゅうの出来事がリアルタイムに、みんなが知り得るという時代が来たことのもこの二十五年間の一つの出来事であつたと考えております。ミクロの科学においては、DNAの組みかえによって動植物の品種の改良が行われるといったようなライフサイエンスの時代に入つてしましました。

私は、国際政治の舞台でも、我々の国に、考えてみると、沖縄の本土返還が行われたのもこの時代でございましたし、日中平和条約が締結されたのもこの時代でございましたし、ソ連軍のアフガニスタン進駐、チエコの暴動の鎮圧もこの時代の出来事でございました。やがてソ連においてゴルバチョフが登場ってきて、新しいペレストロイカ、グラスノスチの政策によって、東ヨーロッパの国々の民主化、自由化が進み、またソ連邦においては共産主義の活動というものが崩壊をしてい

くといふ時代の中で、米ソの冷戦は終わり、東西ヨーロッパの国々は民主化、自由化を成功し、ヨーロッパは統合するといったような、激動する時代を過ごしてきたわけであります。

では、アジアで十二年続いたカンボジアの和平の実現のために最大限の協力をやってきたのも、この数年間の出来事でございました。

私は、海部内閣の外交責任者として、アジアのカンボジアにおける平和を実現するためにあらゆる努力をさせていただきましたが、パリにおけるカンボジア和平会議の調印式に日本全権として署名をさせていただいたことは、政治家冥利に尽きるものと考えて、皆様方に心から改めて感謝を申し上げる次第でございます。(拍手)

今後、与党、野党の先生方の御指導をいただきながら、新しい日本の國づくりのために、政治改革を始め日本の国際化のために微力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、今後とも一層の御指導をいただくことをお願い申し上げまして、私の御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 藤原房雄君。

〔藤原房雄君登壇〕
○藤原房雄君 ただいま、院議をもつて永年在職議員表彰の御決議を賜りました。謹んで御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)
このような栄誉を受けることができましたのも、不肖の私を今日まで御支援いただきました地元北海道を初め全国の党員、支持者同志、有権者の皆様の熱烈なる御厚情のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

私は、昭和四十三年、参議院議員に全国区より初当選以来三期十八年、昭和六十一年に北海道第一区より本院に議席を与えられて以来二期七年の歳月を国政の場に参画させていただきました。當時、公明党は、「人間尊重に立脚し、人間の、人間による、人間のための政治実現」を目指してまいります。

それぞれの政党が身を切り、血を流す決意に立ち、この国会で抜本的政治改革を実現することこそ、私たちの責任であり、義務であると痛感するものであります。

今日の栄誉と感謝を深く肝に銘じ、なお一層精

今後とも皆様の御指導と御鞭撻をお願い申し上げ、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

日程第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長中馬弘毅君。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、最近における暴力団からの離脱者の増加その他昨今の暴力団に係る諸情勢にかんがみ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、最近における暴力団からの離脱者の増加その他昨今の暴力団に係る諸情勢にかんがみ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、指定暴力団員が団員に対し指詰めを強要すること等を禁止するとともに、少年に対して入れ墨を強要すること等も禁止することとしたとしております。

また、指定暴力団員は、人を威迫して、親族その他の者と密接な関係を有する者を指定暴力団等に加入させ、または指定暴力団等からの離脱を妨害するための行為をしてはならないこととした

しております。

なお、以上に違反する指定暴力団員に対して、中止命令等の措置を講ずることができる」とい

たしております。

第二に、都道府県公安委員会は、暴力団からの離脱を希望する者を対象として、暴力団からの離

脱と社会経済活動への参加を容易ならしめるため、必要な措置を講ずるとともに、暴力団から離

脱した者に対する援護措置の普及啓発を行うこと

いたしております。

第三に、競売の対象となる土地または建物につ

いて明け渡し料名目で不当な金品等を要求する行

為、株式会社やその関係者に対して不适当に株式の買取りを要求する行為等を新たに暴力的の要求行

為として規制するとともに、何人も、指定暴力団員が行う暴力的の要求行為の現場に立ち会ってそれ

を助ける行為を行ってはならないことといたして

おります。

第四に、その他暴力的不法行為の追加など所要

の規定の整備を行うことといたしております。

以上が本件の概要であります。

本件は、三月二日本委員会に付託され、同月二

十五日村田敬次郎国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る四月六日審査に入り、法施行後

の効果、警察庁重点取り締まり三団体の寡占化傾向に対する措置、暴力団からの離脱希望者に対する

援助措置の具体的な内容、暴力団の不正利益剥奪

の効果、警視庁重点取り締まり三団体の寡占化傾

向に対する措置、暴力団からの離脱希望者に対する

援助措置の具体的な内容、暴力団の不正利益剥奪

の効果、警視庁重点取り締まり三団体の寡占化傾

向に対する措置、暴力団からの離脱希望者に対する

援助措置の具体的な内容、暴力団の不正利益剥奪

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

した。

日程第三 環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、環境事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長原田昇左右君。

環境事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○原田昇左右君登壇

○原田昇左右君 ただいま議題となりました環境事業団法の一部を改正する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本件は、地球環境保全の観点から、開発途上

地域における環境協力や、幅広い国民の参加による活動を進めるために、助成等の支援を行いうもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、環境事業団の目的に、民間団体が行う環境保全活動の支援に必要な業務を追加すること、

第二に、環境事業団の業務について、民間団体が行う国内外の環境保全活動の振興に必要な助成及び調査研究、情報の収集等を行うことを追加すること、

第三に、前述した業務に必要な経費の財源を得るために地球環境基金を設け、政府の出資金と政府以外の者の出捐金をもつてこれに充てることを追加すること、

本件は、不動産登記手続の適正迅速な処理を団

不動産登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○浜野剛君登壇

○浜野剛君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本件は、不動産登記制度の利用者の利便に資するとともに、不動産登記制度の利用者の利便に資するため、所要の措置を講じようとするもので、

その主な内容は、

第一に、数個の建物が合体して一個の建物と

官から提案理由の説明を聴取し、四月六日審査を行い、同日質疑を終了し、採決を行いましたところ、本件は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

本件は、不動産登記手続の適正迅速な処理を団

不動産登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○浜野剛君登壇

○浜野剛君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本件は、不動産登記手続の適正迅速な処理を団

不動産登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○浜野剛君登壇

○浜野剛君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本件は、不動産登記手續の適正迅速な処理を団

不動産登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

します。

午後一時四十八分散会

○議長(櫻内義雄君)

本日は、これにて散会いた

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

地方行政委員

辞任

補欠

田邊

國男君

星野

行男君

高木

義明君

田邊

國男君

神田

厚君

星野

行男君

中井

英男君

山下

元利君

内海

志賀

一夫君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

塚本

三郎君

中井

治君

寺前

巖君

和穂君

吉隆君

和穂君

渡辺

正浩君

星野

行男君

古賀

正浩君

北川

昌典君

官 報 (号 外)

航空業務に関する日本国とネバール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定書を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
（議案付託）
一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法正する。

目次中 [第三章 第四章 第五章 第六章] 第三章 第四章 第五章 第六章

第第第 第第
七六五第第四三
章章章二一章章
節節
罰雜暴 加對

のとおりである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成五年三月一日

臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出
第三三号) 労働委員会付託
一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(參議院送付)
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)(參議院送付)

第三条第二号中「第六章」を「第七章」と、「第十二条」を「第四十七条」に改める。
第九条第五号中「購入すること」の下に「、その日
常業務に関し歌謡ショーその他の興行の入場券、
パー・ティー券その他の証券若しくは証書を購入す
ること」を加え、同条第八号中「含む」の下に「、以
下二つ另立する、て単に「立派な」立派な、うとい
立抗争時の事務所の使用制限(第十五条)
加入の強要の規制等(第十六条)
事務所等における禁止行為等(第二十九条)
追放運動推進センター(第三十一条・第三十二条)
則則(第三十三条・第四十四条)
則(第四十五条・第四十九条)

渡し料その他のものは類似の名目で金を要求する二点。

九 証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第九項の証券会社及び外国

購入した」に改め、「商品」の下に「購入した有価証券に表示される権利」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「人に対し」を削り、「供与を」の下に「要求し、又は勧誘を受けた商品若しくは有価証券に係る売買その他の取引において、その価格若しくは商品指數(商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第一条第三項の商品指數をいう。)若しくは有価証券指數(証券取引法第一条第十四項の有価証券指數をいう。)の上昇若しくは下落により損失を被つたとして、損害賠償その他これに類する名目でみだりに金品等の供与を」を加え、同号を同条第十四号とし、同条中第十号を第十三号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 土地又は建物(以下この号において「土地

二十五号) 第二条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号) 第二条第二号の外国証券会社をいう。以下この号において同じ。)に対してその者が拒絶しているにもかかわらず有価証券の信用取引(証券取引法第四十九条第一項(外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する場合を含む。)の信用取引をいふ。以下この号において同じ。)を行うことを要求し、又は証券会社に対して顧客が預託すべき金銭の額その他の有価証券の信用取引を行なうことを要求すること。

等」と云う。)について、その全部又は一部を占拠すると、当該土地等又はその周辺に自己の氏名を表示することその他の方針により、当該土地等の所有又は占有に関与していくことを殊更に示すこと(以下この号において「支配の誇示」という。)を行い、当該土地等の所有者に対する債権を有する者又は当該土地等の所有権その他の当該土地等につき使用若

平成五年四月八日 衆議院会議録第十七号 朗読を省略した議長の報告

取り等を要求し、又は株式会社の取締役等に對して買取りの価格その他の買取り等の条件として当該取締役等が示している事項に反して著しく有利な条件による当該株式会社の株式の買取り等を要求すること。

第百十一条に次の二項を加える。

2 何人も、指定暴力団員が暴力的的要求行為をしている現場に立ち会い、当該暴力的的要求行為をすることを助けてはならない。

第十二条中「第十条」を「第十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、「指定暴力団員」の下に「又は当該指定暴力団員の所屬する指定暴力団等の他の指定暴力団員」を加え、同条に次の一項を加え。

る行為が行わされており、当該違反する行為に係る暴力的・要求行為の相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命じ、又は当該違反する行為が中止されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。

第十四条第一項中「第二十条第一項」を「第三十一条第二項」に改める。

「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制」を「第三章 対立抗争時の事務所の使用制限」に改める。

第十五条の見出しを削る。
**第三十八条中「第二十二条第一項」を「第三十一
条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。**

第三十七条を第四十八条とする。
第三十六条中「第二十条第七項」を「第三十一条
第七項」に改め、同条を第四十七条とする。

中「第二十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第十号中「第二十条第一項」を「第三十二
条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。
第二十七条を第三十八条とし、第二十六条を第三
三十七条とし、第二十五条を第三十六条とする。
第二十四条第一項中「又は第十五条第一項の規
定」を「第十五条第一項、第十八条第二項、第十一
九条、第二十二条第二項、第二十三条、第二十六
条第二項又は第二十七条の規定（以下この条にお

ときは、当該行為に係る密接関係者が指定暴力団等に加入させられ、又は指定暴力団等から脱退することを妨害されることを防止するために必要な事項を含む。」を加え、同条第二項中「前条」を「第十六条」と、「当該行為の相手方」を「同条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為の相手方若しくは同条第三項の規定に違反する行為に係る密接関係者」と、「その者」を「これらの者」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「第十六条第一項」と

第二十一条 指定暴力団員は、その配下指定暴力団員に対し前条の規定に違反する行為をすることを命じ、又はその配下指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。

2 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反することを補助してはならない。

令」を「第十二条第一項、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十二条第二項、第二十三条、第二十六条第二項若しくは第二十七条の規定による命令(板の命令を除く。)」に、「第二十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第六号中「第十七条第一項若しくは第十九条」を「第十二条第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項若しくは第三十条」に、「第十一條第二項の規定に係る」を「第十五条第一項の規定に係る板の命令以外の」に改め、同条第九号

第三章中第十九条を第三十条とする。
第四章を第五章とする。
第十八条第一号中「第二十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。
第十七条规定第一項中「前条」を「第六条」に改め、「中止することを」の下に「命じ、又は当該行為が中止されることを確保するため必要な事項（当該行為が同条第三項の規定に違反する行為である」とする。

第二十条 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に
対して指詰め（暴力団員が、その所属する暴力
団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪
又はその所属する暴力団からの脱退が容認され
ることの代償としてその他これらに類する趣旨
で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とす
ことをいう。以下この条及び第二十二条第二項
において同じ。）をすることを強要し、若しくは
勧説し、又は指詰めに使用する器具の提供その

第十九条を「第十二条第二項、第十八条第一項、第十二条第一項、第二十六条第一項又は第三十条」に改め、同条を第四十二条とする。
第三十条を第四十一条とする。
第二十九条中「第二十六条第一項」を「第三十七
条第一項」に、「第二十七条第二項」を「第三十八条
第二項」に改め、同条を第四十条とする。
第二十八条第五号中の規定による命令(同項の
規定に係る仮の命令を除く)、第十二条若しくは
第十七条第二項若しくは第三項の規定による命

第一二十三条规定第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」とし、「又は第十七条第二項若しくは第三項」を「第十八条第二項若しくは第三項」、第十九条を「第二十二条第二項、第二十三条、第二十六条第二項又は第二十七条」に改め、同項たゞし書中「第十二条」の下に「若しくは第十四条」を加え、同条を第三十四条とする。

第二十二条を第三十三条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第二十一条を第三十二条とし、第二十一

七 第二十六条の規定による命令に違反した者
八 第二十七条の規定による命令に違反した者
九 第三十条の規定による命令に違反した者
第三十四条を第四十五条とする。
第六章を第七章とする。

いて「第十一一条第二項等の規定」という。)に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の十条同条第四項中「第十一一条第二項に係るもの」を「第十五条第一項に係るもの」に改め、同条を第十九条及び節名を加える。
第十九条 公安委員会は、指定暴力団員が第十七条第一項及び第七項中「第十一一条第二項等の規定」を「第十一一条第二項等の規定」に改め、同条第九項中「第十一一条第二項の規定」を「第十一一条第二項等の規定(第十五条第一項の規定を除く。)」に改め、同条を第三十五条とする。

八

る。ただし、別表に二号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

卷二

最近における暴力団からの離脱者の増加その他
暴力団に係る情勢にかんがみ、暴力団への加入を
強要する行為等に関する規制の強化、暴力団から
の離脱を阻害する行為の防止、暴力団から離脱す
る意志を有する者に対する援護等に関する規定を
整備するほか、暴力的要素行為として規制する行
為を追加する等の必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

る法律の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書

本案は、最近における暴力団からの離脱者の増加その他暴力団に係る情勢にからんがみ、暴力団員の暴力団からの離脱を阻害する不当な行為を防止し、暴力団員の社会復帰を図るとともに、暴力団員による不当な要求行為の規制を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

内閣提出の法律案の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(二) 指定暴力団員が、他の指定暴力団員に対する暴力等の行為を禁止する等の行為を禁止すること。

(三) 指定暴力団員が、少年に入れ墨を受けることを強要する等の行為を禁止するとともに、他の指定暴力団員に対して当該禁止行為を為оватьることを要求する等の行為を禁止すること。

都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、丁及び丁の禁止行為の違反者

暴力団への加入の強要等の行為に関する規制の強化のための規定の整備

(一) 指定暴力団員が、人を威迫して、その者の密接な関係者を指定暴力団等に加入等させるために行う組抜け料の要求等をする行為を禁止するとともに、その配下指定暴力団員に対し加入の強要等の行為をすることを命令する等の行為を禁止すること。

(二) 公安委員会は、(一)の禁止行為の違反者に対する、当該禁止行為の中止等を命じ、又は再発防止のために必要な事項を命ずることができるなどとすること。

暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するための規定の整備

公安委員会は、暴力団からの離脱を希望する者その他の関係者を対象として、離脱を希望する者の暴力団からの離脱及び社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるとともに、離脱者に対する援護に関する思想を普及するための啓発を行うものとすること。

暴力的 requirement 行為等に係る規定の整備

競売の対象となるような土地又は建物に係る明渡し料等を不正に要求する行為等を暴力的 requirement 行為に追加するとともに、何人も、指定暴力団員が暴力的 requirement 行為を行った場合に立派に反対して、当該禁止行為の中止等を命ずることができるなどとすること。

その他

9

(+) 制の強化のための規定の整備
指定暴力団員が、人を威迫して、その者の密接関係者を指定暴力団等に加入等させるために行う組抜け料の要求等をする行為を禁止するとともに、その配下指定暴力団員に対し加入の強要等の行為をすることとを命令する等の行為を禁止すること。
(+) 公安委員会は、(+)の禁止行為の違反者に対するとして、当該禁止行為の中止等を命じ、又は再発防止のために必要な事項を命ずることができることとする。
暴力団員の暴力団からの離脱及び社会復帰

二 議案の可決理由

この法律は、公布の日から起算して三月を超過しない範囲内において政令で定める日（前記5の(1)の改正規定は公布の日）から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

最近における暴力団からの離脱者の増加その他暴力団に係る情勢に鑑み、暴力団からの離脱を阻害する不当な行為の防止、暴力団への加入を強要する行為等に関する規制の強化等必要な措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

る法律(平成三年法律第九十四号)等に規定する罪を暴力的不法行為等に追加すること。
(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。
八 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献する
とともに国民の健康で文化的な生活の確保に
寄与する活動であつて次に掲げるものに對
し、助成を行うこと。
イ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体
(民間の発意に基づき活動を行う當利を目的と
しない法人その他の団体をいう。以下
この号において同じ)による開発途上地域
における環境の保全を図るための活動で、

環境事業団法の一部を改正する法律
環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の
部を次のように改正する。

第一条中「を行ふとともに」を削り、「を行ふ
か、開発途上にある海外の地域」を「並びに開発
上有る海外の地域(以下「開発途上地域」と
う。)」に、「行い」を行ふとともに、民間団体が
う環境の保全に関する活動の支援に必要な業務
行い」に改める。

第三条の二第二項に後段として次のように加
る。

ハ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体による本邦内においてその環境の保全を図るために活動するため、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

九 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

第十八条の二中「前条第一項第七号」の下に「ら第九号まで」を加え、「関係の行政機関その他の外務省その他の関係行政機関その他関係するに改める。

環境事業団法の一部を改正する法律案

環境事業団法の一部を改正する法律案
衆議院議長 櫻内 義雄殿 地方行政委員長 中馬 弘毅

右
国会に提出する。
平成五年二月十二日

内閣

環境事業団法の一部を改正する法律
環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の
部を次のように改正する。

第一条中「を行うとともに」を削り、「を行う
か、開発途上にある海外の地域」を「並びに開発
上にある海外の地域(以下「開発途上地域」と
う。)」だ、「行い」を行ふとともに、民間団体が
う環境の保全に関する活動の支援に必要な業務
行い」に改める。

第三条の二第一項に後段として次のように加
る。

ハ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体による本邦内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他政令で定める要件に該当するもの

九 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

第十八条の二中「前条第一項第七号」の下に「ら第九号まで」を加え、「関係の行政機関その他の外務省その他の関係行政機関その他関係するに改める。

官 報 (号外)

第二十条第一項中「環境庁長官、厚生大臣、通商産業大臣及び建設大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第二十四条の二 事業団は、第十八条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十八条の次に次の二条を加える。

(地球環境基金)

第二十八条の二 事業団は、第十八条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために地球環境基金(以下「基金」という)を設け、第三条の二第一項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てることを条件として政府以外の者から出そなされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 事業団は、次に掲げる方法によるほか、基金を運用してはならない。

一 前条各号に掲げる方法

二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

信託で元本補てんの契約があるもの

第三十四条第一項中「通商産業大臣」を「農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣」に改め、同条第三項中「環境庁長官、厚生大臣、通商産業大臣及び建設大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生大臣、通商産業大臣及び建設大臣」及び「主務大臣」に改め、同条第五項中「通商産業大臣」を「農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣」に改める。

第三十五条第一項に次の二号を加える。

七 第十八条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項について

いは、環境庁長官、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣

第三十八条第四号中「余裕金」の下に「運用し、

又は第二十八条の二第二項の規定に違反して基金を」を加える。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置)

第三条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

(農林水産省設置法の一部改正)

第四条 第十三条号中「農水産業協同組合貯金保険機構」を「環境事業団、農水産業協同組合貯金保険機構」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第六条 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 第一百七十五条号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第八条 第四十六号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第九条 第一百七十九号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十条 第一百八十二条号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一条 第一百八十三条号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十二条 第一百八十四条号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十三条 第一百八十五条号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十四条 第一百八十六条号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十五条 第一百八十七条号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 第一百八十八条号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十七条 第一百八十九号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十八条 第一百九〇号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十九条 第一百九一号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十条 第一百九二号の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正)

環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、内外の民間団体が行う環境の保全に関する活動の一層の振興を図るため、環境事業団(以下「事業団」という)に地球環境基金を設け、これらの民間団体が行う活動に対し、助成その他の支援を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

事業団が民間団体の環境保全活動の支援に必要な業務を行うため、目的規定について所要の改正を行う。

2 新規業務の追加

(一) 民間団体、すなわち民間の発意に基づく非営利の団体が行う活動であつて、環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもので、次に掲げるものに対し助成を行うこと。

(1) 本邦内の民間団体による開発途上地域における環境保全活動

(2) 本邦以外の民間団体による開発途上地域における環境保全活動

(3) 本邦内の民間団体による本邦内における環境保全活動

(4) に掲げる民間団体の活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

(5) 地球環境基金の新設

事業団は、2の業務に必要な経費の財源を

その運用によつて得るために地球環境基金を

設け、政府の出資金と政府以外の者の出資金をもつてこれに充てること。

4 その他

主務大臣の規定の整備その他所要の規定の

5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行するものとする。

6 議案の可決理由

内外の民間団体が行う環境の保全に関する活動の一層の振興を図るため、環境事業団に地球環境基金を設け、民間団体が行う活動に対し、助成その他の支援を行おうとする本案の措置は、関係法律について所要の規定の整備を行う。

7 本案施行に要する経費

平成五年度一般会計予算(総理府所管)に十五億円が計上されている。した次第である。

8 本案施行に要する経費

右報告する。

平成五年四月六日

環境委員長 原田昇左右

衆議院議長 櫻内義雄殿

内閣総理大臣 宮澤喜一

右

国会に提出する。

平成五年一月十二日

不動産登記法の一部を改正する法律案

右

不動産登記法の一部を改正する法律

右

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三章中「第二十四条ノ二」を「第二十四条ノ三」に改める。

第二十四条ノ二 登記所ニ第十七条ノ規定ニ依リ地図ガ備ヘラル迄ノ間之ニ代ヘテ地図ニ準ズル圖面ヲ備フ

復ラ請求スル権利ヲ拠棄シタルコトヲ証スル書面ノ提出については、新法第四十四条ノ二の規定を準用する。

テハ同項中「裁判ノ勝本若クハ抄本又ハ訴ノ取下、請求ノ拠棄若クハ和解」トアルハ「其書面ノ提出アリタルコト」ト讀替フルモノトス

第一百五十二条ノ四中「登記事項証明書ハ」の下に「第四十四条及ビ」を加え、「及ビ民法」を「並ニ民法」に改める。

第一百五十九条ノ二中「第九十三条第一項若クハ第三項」の下に「第九十三条ノ四ノ二第一項、第二項若クハ第五項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の不動産登記法(以下「新法」という。)第二十六条第三項の規定は、この法律による土地につき合筆の登記の申請があつた場合においても、適用する。ただし、同項に定める事由がこの法律の施行前に生じた場合については、この限りでない。

3 この法律の施行前に承役地についてする地役権の登記がある土地につき合筆の登記の申請があつた場合においては、その申請及びその申請による登記については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に数個の建物が合体して一個の建物となつたことによりされた登記の申請は、新法第九十三条ノ四ノ二第一項前段の規定によりされた申請とみなす。

三項各号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第四項各号に掲げる書面及び同条第五項において準用する規定に規定する書面を提出しなければならないものとし、この場合における同項において準用する新法第四十四条に規定する書

面の提出については、新法第四十四条ノ二の規定を準用する。

5 この法律の施行前に数個の建物が合体して一個の建物となつた場合において、合体前の建物が所有権の登記のない建物と所有権の登記のある建物であるときは、前項の申請人は、同項の規定により書面の提出をするときに新法第九十三条ノ四ノ二第一項後段の登記の申請をしなければならない。この場合において、この登記の申請は、前項の規定により新法第九十三条ノ四ノ二第一項前段の規定によりされたものとみなす。新法の規定を同時にされたものとみなす。

6 新法第九十三条ノ四ノ二の規定は、この法律の施行前に数個の建物が合体して一個の建物となつた場合(附則第四項に規定する場合を除く。)についても、適用する。この場合において、次に掲げる期間(第三号及び第五号に掲げる期間にあってはこの法律の施行の日以後に所有者の変更があつた場合を除き、第四号に掲げる期間にあってはこの法律の施行の日以後に新所有者のために所有権の登記があつた場合を除く。)については、この法律の施行の日以後に新所有者のために所有権の登記があつた場合を除する。

7 新法第九十三条ノ四ノ二第一項に規定する期間

8 この附則に定めるもののほか、この法律による不動産登記法の改正に伴う登記の手続に関する必要な経過措置は、法務省令で定める。

(法務省令の委託)

理 由

不動産登記手続の適正迅速な処理を図るとともに、不動産登記制度の利用者の利便に資するため、建物の合体に関する登記手続を整備し、地役権の登記がある土地の合筆の登記手続及び予告登記に関する手続を改善するとともに、閲覧に供するため登記所に地図に準ずる図面を備え、本人の死亡等の場合にも登記申請代理権が消滅しないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

9 新法第九十三条ノ四ノ二第一項に規定する期間

10 不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における登記事務の処理状況に

かかるが、不動産登記手続の適正迅速な処理を

図るために、不動産登記制度の利用者の利便

に資するため、建物の合体に関する登記手続を

整備し、閲覧に供するため登記所に地図に準ずる図面を備える等の措置を講じようとするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

1 数個の建物が合体して一個の建物となつた場合の登記手続を設けるとともに、建物の合

体前の抵当権等の権利関係を合体後の建物の

登記用紙に移記するものとする。

2 登記所に不動産登記法第十七条の地図が備

えられるまでの間、これに代えて地図に準ずる図面を備えるとともに、何人も手数料を納付すれば閲覧請求ができるものとする。

3 委任による登記申請のための代理権は、本

人の死亡等の事由が生じても消滅しないものとする。

4 登記済証が滅失した場合にこれに代えて登

記申請書に添付することを要する保証書につ

いて、保証書の保証人となることができる者

の範囲を拡大するものとする。

5 地図を作製する際に、登記官は所有者の異

議がないときに限り、土地の分筆又は合筆の

登記をすることができるものとする。

6 地役権の登記がある土地について合筆の登

記を申請する場合、合筆後の土地の一部に地

役権が存続するときは、登記申請書に地役権

の図面を添付し、その範囲を明らかにするも

のとする。

7 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

8 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

9 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

10 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

11 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

12 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

13 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

14 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

15 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

16 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

17 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

18 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

19 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

20 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

21 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

22 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

23 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

24 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

25 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

26 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

27 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

28 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

29 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手続を設けるものとす

る。

30 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

31 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

32 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

33 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

34 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

35 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

36 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

37 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

38 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

39 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

40 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

41 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

42 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

43 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

44 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

45 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

46 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

47 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

48 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

49 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

50 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るものとし、また、原告勝訴の場合における

予告登記の抹消の嘱託手續を設けるものとす

る。

51 予告登記に関する嘱託は裁判所書記官がす

るもの

〔別紙〕

不動産登記法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 不動産登記法の現代語化を図ること。

二 不動産登記法第十七条の地図の整備の一層の促進を図るとともに、地図に準ずる図面についても、更にその整備を図ること。

三 地図等の閲覧手数料等の登記に関する諸負担は、国民に過度の負担を与えることのないよう十分に配慮し、適正に設定すること。

四 登記の真正を確保するため、今後とも、登記申請手続の改善・整備、審査事務の充実、司法書士・土地家屋調査士等専門家の能力の向上・活用等の諸施策を推進し、国民の権利の保全に遺憾なきを期すこと。

五 前項の諸施策の実施に当たっては、日本司法書士会連合会・日本土地家屋調査士会連合会等関係団体の意見を十分聴取すること。

特許法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 宮澤 喜一

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第一百六十二条の三第三項」を「第一百六十三条第三項」とし、「第一百二十二条第一項」を「又は第一百二十一条第一項」と改め、同条第二項中「又は第一百五十五条第一項」を削る。

第五条第一項(第一百七十四条第四項において準用する場合を含む。)を削る。

第六条第一項第二号中「(第一百六十五条第一項において準用する第五十五条第一項の申立てを含む。)」を削り、同項第三号及び第四号並びに同条第二項中「、第一百二十九条第一項」を削る。

第九条中「第四十二条の二第一項」を「第四十条第一項」に改め、「若しくは第一百二十二条第一項」を削る。

第十四条中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、「又は第一百二十二条第一項」を削る。

第十七条第一項ただし書中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項」に、「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」を「、第一百二十三条第一項の審判において第百三十四条第一項の規定により指定された期間が経過した後(同条第五項において準用する第一百六十五条の規定又は第一百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合は、当該期間が経過した後)及び第一百二十六条第一項の審判において第一百五十六条第一項の規定による審理通知があつた後(同条第二項の規定による再開がされた場合には、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)」に、「第一百六十三条第二項及び第三項」を「第一百六十三条第二項及び第三項」に改め、「審判」の下に「若しくは第一百三十四条第二項の訂正」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項本文及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「基くを」を「基くに」改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項本文の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

第十七条の二中「添附した」を「添付した」に改め、同条第三号中「第一百六十二条の三第二項」を「第一百六十三条第二項」とし、「この号」を「この項」とする。

3 前項において準用する前条第二項に規定するもののほか、第一項第四号及び第五号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

二 第三十六条第五項第二号に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮(前号に規定する一の請求項に記載された発明(第一項第四号又は第五号の規定による補正前のものに限る。以下この号において「補正前発明」という。)と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明の構成に欠くことができない事項の範囲内において、その補正前発明の構成に欠くことができない事項の全部又は一部を限定するものに限る。)

三 誤記の訂正

四 明りようでない記載の訂正(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

4 第百二十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項の補正が不適法な場合の効果)を付し、同条中「第十七条の三又は第六十四条を「第十七条の三第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項若しくは第四項に「第一百六十二条の三第二項及び第三項」を「第百六十三第二項及び第三項」に改め、同条を第四条とする。

第四十二条の二第一項第二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項若しくは第一項」を「第十条第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第三号中「第一百六十二条の三第二項」を「第一百六十三条第二項」とし、「この号」を「この項」は、同条第三号中「第一百六十二条の三第二項」を「第一百六十三条第二項」とし、「この号」を「この項」とする。

第十七条の三第一項ただし書及び各号を削り、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同条第二項中「前項」を「第十条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第一百六十二条の三第二項」を「第一百六十三条第二項」とし、「この号」を「この項」とする。

官 報 (号 外)

同条第二項、第三項及び第六項中「訴」を「訴え」に改める。

くは第一百一十五条の二第一項に改める。

第一項第十四号の六第七項中「第一百九十三条第二項第四号の二」を「第一百九十三条第二項第四号」に、「第十七条の二第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改める。

第一百八十四条の十一第二項中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に、「第十七条の二」を「及び第十七条の二第一項」に改め、同

十七条の二第二項において準用する場合を含む。」に、「添附した」を「添付した」に改め、「及びこれらの書類」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第百二十四条の十一の三第一項中「第四十二条の二第四項及び第四十二条の三第二項」を「第四十二条の二第四項及び第四十二条の三第二項」に改め、

から第三項まで及び第四十二条の二第一項」を「第四十二条第一項から第三項まで及び第四十四条第一項」に、「第四十二条の二第一項及び第四十五条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、

二項」を「第四十一条第一項及び第二項」に、「第四十二条の三第一項中」を「第四十二条第一項中」に改める。

「百八十四条の十二」中「第四十八条の六第一項」を「第四十八条の五第四項」に、「同法第四十八条の五第一項」を「同条第一項」に改める。

ける国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている発明以外の発明についてもそれを「出願翻訳文又は」を削り、「出願翻訳文若しくは」を「出願翻訳文又は」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

条第二項に、「第二十条第一項第二号、第四号若しくは第五号」を「第二十条第一項」に改める。
第一百八十六条第二号中「又は第百二十一条第一項」を削る。

第一百九十三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第四号の二中「第十七条の二第一号又は第二号」を「第十七条の二第一項第

一號又は第二號に改め、同號を同項第四號とし、同項中第八號を第九號とし、第七號を第八號

とし、同項第六号中「確定審決」の下に「(第一百二十三条第一項若しくは第二百一十六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細

書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容」を加え、同号を

同項第七号とし、同項第五号の二中「第一百六十二条の二」を「第一百六十二条」に改め、同号を同項第六号とする。

第百九十五条の三中「補正の却下の決定」を削る。

第一百九十六條第一項中「五十万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「第一百六十二条の三第三項」を「第一百六十二条第三項」に、「五十万円」

三百九十七条及び第一百九十八条规定「二十万円」を「五百万円」に改める。
第一百九十九条中「二十万円」を「三百万円」に改める。

「第二百条中「五万円」を「五十万円」に改める。
「第二百二条中「第一百六十二条の三第三項」を「
「第一百六十三条第三項」に、「第一百七十四条第一項」

から第四項まで」を「第一百七十四条第一項から第三項までに」、「五千円」を「十万円」に改める。
第二百三條中「呼出」を「呼出し」に、「五千円

「二十万円」に改める。
第二百四条中「五千円」を「十万円」に改める。
別表第一号から第三号までの規定中「一萬四千円」を「二萬千円」に改め、同表第四号中「四万九千円」を「七万四千円」に改め、同表第五号中「五万六千二百円」を「八万四千三百円」に、「千

十二 明細書又は図面の訂正の請求をする者		一件につき四万九千五百円に一請求元につき五千五百円を加えた額
(実用新案法の一部改正)	第三十二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。	第三十一条第一項の表中「六千五百円」を「八千五百円」に、「七百円」を「千円」に、「一万二千五百円」を「一万六千五百円」に、「千四百円」を「一千円」に、「二万四千二百円」を「二万三千八百円」に、「一千八百円」を「四千円」に改める。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条・第三条の五」に、「第三条・第九条」を「第三条・第十三条」に、「第三章・審査(第十条・第十三条)」を「第三章・実用新案技術評価(第十二条・第十三条)」に改め、「第三章の二・出願公開(第十三条の二・第十三条の三)」を削り、「第三十一条・第三十四条」を「第三十一条・第三十六条」に、「第三十五条・第四十一条」を「第三十七条・第四十一条」に、「第六章の二」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。
第一項本文及び前項の規定による補正（登録料及び手数料の納付を除く。）をするには、手続補正書を提出しなければならない。
(手続の無効)
第二条の三 特許庁長官は、前条第三項又は第六条の二の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項又は同条の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を無効にすることができる。
(法人でない社団等の手続をする能力)

〔補正命令〕
第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願
が次の各号の一に該当するときは、相当の期
間を指定して、願書に添付した明細書又は図
面に添付した「添付した」を「添付した」と改め、同条第二項中
「〔昭和三十四年法律第二百二十一号〕」を削り、
「又は出願公開」とあるのは、「出願公開」を「發
行又は」とあるのは「發行」と、「若しくは出願
公開」とあるのは「若しくは出願公開」に、「添附
した」を「添付した」に改める。
第六条の次に次の二条を加える。

第八条第一項ただし書中「四年」を「五年六月」に改め、「(その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を削り、同条第二項ただし書中「四年」を「五年六月」に改め、「(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を削り、同条第三項ただし書中「第七条の二第四項」を「第八条第四項」とし、「特許法第三十条第四項」を「同法第三十条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第七条の三第一項ただし書中「取り下げられ

第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実験用新案登録に関する手続（以下単に「手続」という。）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、図面又は要約書について補正をすることができない。

3 前項本文の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をす

べきことを命ずることができる。

一 手続が第二条の五第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第三十二条第一項の規定に

第三条の五 特許法第三条及び第五条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第七条から第十六条まで及び第十九条から第二十四条までの規定は、手続に準用する。

3 特許法第二十五条の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条の規定は、実用新案登録に準用する。

第三条の二第一項中「出願公告又は」を「第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項

（特許法の準用）

二 評価の請求をすること。

三 審判を請求すること。

二 審判の確定審決に対する再審を請求すること。

三 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

三 その実用新案登録出願が第五条第五項等
三号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その実用新案登録出願の願書に添付しな
明細書若しくは図面に必要な事項が記載され
ておらず、又はその記載が著しく不明確
であるとき。

第七条第二項中「実用新案登録出願人の協
議により定めた一の実用新案登録出願人のみが
その考査について実用新案登録を受けることが
できる。協議が成立せず、又は協議をすることができ
ないときは」を削り、同条中第六項及び
第七項を削り、第八項を第六項とする。

特許法第四十一条第一項を「若しくは特許法第四十一条第一項において準用する特許法」を「第十一条第一項において準用する同法」に、「第三十九条第三項、特許法」を「同法」に改め、同条第三項中「同項」の下に「若しくは特許法第四十一条第一項」の下に「若しくは特許法第四十一条第一項を加え、「出願公告又は出願公開」を「実用新案掲載公報の発行」に改め、「時に当該先の出願について」の下に「実用新案掲載公報の発行又はを加え、「特許法」を「同法」に改め、同条を第

第三章を削る。

—

第三章 実用新案技術評価

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録について、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案

に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの(以下「実用新案技術評価」という)を請求することができる。

この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という)を作成させなければならない。

3 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

4 特許法第四十七条第二項の規定は、実用新案技術評価書の作成に準用する。

5 第一項の規定による請求は、取り下げるこ

とができる。

第十三条 特許庁長官は、実用新案登録出願が発行前に実用新案技術評価の請求があつたときは、当該実用新案登録出願に係る考案又はその後の遅滞なく、実用新案登録出願があつたときはその後の遅滞なく、その旨を実用新案登録出願に記載しなければならない。

第三章の二を削る。

第十四条第一項及び第三項を次のように改める。

2 実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、

又は無効にされた場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

1 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所

2 実用新案登録出願の番号及び年月日

3 考案者の氏名及び住所又は居所

4 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容

5 願書に添付した要約書に記載した事項

6 登録番号及び設定の登録の年月日

7 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第十四条に次の二項を加える。

4 特許法第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第十四条の次に次の二項を加える。

(明細書又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。

第十四条の二 実用新案登録出願は、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。

三 前二号に掲げる場合において、特許法百一十二条第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

百一十二条第一項又は第一百八十四條の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九條第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

3 第一項の訂正があつたときは、その訂正後の

2 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

3 第一項の訂正があつたときは、その訂正後の

における明細書又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。

4 第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

4 第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

5 特許法第二百二十七条及び第二百三十二条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十五条第一項中「出願公告の日から十年」を「実用新案登録出願の日から六年」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第二百二十三条第一項若しくは」を「特許法第二百二十三条规定第一項又は」に改め、「実用新案登録又は」を削り、「第三十七条第一項各号の第一若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第二百二十三条规定第一項又は」を「同法第二百二十三条规定第一項又は」に改め、「実用新案登録又は」を削り、「当該実用新案権又はその実用新案登録若しくは特許を無効にした」を「その特許を無効にした場合における実用新案権又はその」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

百一十二条第一項又は第一百八十四條の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九條第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

3 第三十一条第一項中「登録料として、」の下に「実用新案権の設定の登録の日から」を加え「満了まで」を「満了の日まで」に改め、同項の表中「八千五百円」を「七千六百円」に、「千円」を「九百円」に、「一万六千九百円」を「一万五千百円」から「一千九百円」に改め、同表第七年

評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決(第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く)が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案登録出願が第三条第

一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案登録をすることとする旨の警告をしたとき、その他相り実用新案登録をすることができる旨の評価を受けたものを除く)に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相りの警告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九條第一項の効力を有する通常実施権を有する者

3 第三十一条第一項中「登録料として、」の下に「実用新案権の設定の登録の日から」を加え「満了まで」を「満了の日まで」に改め、同項の表中「八千五百円」を「七千六百円」に、「千円」を「九百円」に、「一万六千九百円」を「一万五千百円」から「一千九百円」に改め、同表第七年

渡し、「[展示]」を「[展示]」に改める。

第四十五条中「第一百七十四条」を「第一百七十四
条第二項及び第四項」に、「及び」を「並びに」と
改め、同条に後段として次のように加える。

」の場合において、同法第百七十四条第二項中「第百三十一條」とあるのは「实用新案法第三十八条及び第三十九条」と、「第百六十八条」とあるのは「同法第四十条及び第四十条の二」と讀み替えるものとする。

第四十七条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴、第四十一条において、又は第四十五条において準用する特許法第二百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第二百五十九条第一項において準用する同法第五十三条规定による却下の決定に対する訴を「訴え」と、「訴は」を「訴えは」に改め、同条第一項中「訴た」を「訴えた」に改める。第四十八条の二中「第五十五条第六項」を「第五十五条第四項」に改める。

第四十八条の四第三項ただし書中「出願審査の請求」を「条約第二十三条(2)又は第四十条(2)の規定による請求(以下「国内処理の請求」といふ。)」に改め、同条第四項中「出願審査」を「国内処理」に、「その請求」を「その国内処理の請求」に改める。

第四十八条の五の見出し中「補正命令」を「補正命令等」に改め、同条第一項第一号中「第五十五条第二項」を「第二条の五第二項」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を国内書面提出期間内に納付しな

二十一

第四十八条の五第三項中「特許法第百八十四条の五第三項及び第四項（書面の提出及び補正命令）」を「第二条の二第四項及び特許法第百八

十四条の五第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

でされた〔国際実用新案登録出願(以下「日本語実用新案登録出願」という。)にあつては第一項、外国語実用新案登録出願にあつては同項及び前条第一項の規定による手続をし、かつ、第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後でなければ、

国内処理の請求をすることはできない。

出願」という。」を「日本語実用新案登録出願」と

第四十八条の七第四項中「第五十五条第二項において準用する特許法第十七条第一項」を「第三十九条第一項

二条の二第一項に、「第五十五条第二項において準用する同法第十七条第一項ただし書」を「同

項「ただし書」に改める。
第四十八條の八を削る。

第四十八条の八の二第一項中「第七条の二第二項及び第七条の三第二項」を「第八条第四項及

「第九条第三項」に改め 同条第一項及び第二項中「第七条の二第三項」を「第八条第三項」に、
「又は出願公開」を「実用新案掲載公報の発行が
なされ、又は一千九百七十年六月十九日」を「実用新
案掲載公報の発行又は一千九百七十年六月十九日

日」を、「国際公開」を「国際公開が」に改め、同

条第四項中「第七条の二第一項の」を「第八条第一項の」に、「第七条の二第一項から第三項まで」と「第七条の三第一項」を「第八条第一項から第三項まで」とする。

第四十八条の十一 国際実用新案登録出願の第
一年から第三年までの各年分の登録料の納付料

については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の登録出願と同時」である。

四十八条の四第三項ただし書に規定する国内
処理の請求をした場合にあつては、その国内
処理の請求の時まで」とする。

第四十八条の十一の次に次の二条を加える。
(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十一の二 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「他人」とあるのは、「在」

第二条第一項「何人も」は、四十八条の四第四項に規定する国内処理基準を経過した後、「何人も」とする。

第四十八条の十二の見出し中「国際実用新案登録出願」を「外国语実用新案登録出願」に改め

同条第一項中「日本語実用新案登録出願に係る」
実用新案登録が国際出願日における国際出願の
用語等、請求の範囲等、

明治維新の軍事技術として、西洋の軍事技術を主としたものである。この軍事技術は、明治維新後、日本が開拓した領土において、その軍事的意義を發揮する。しかし、この軍事技術は、明治維新以前の日本の軍事技術と比較して、その進歩性が認められる。これは、明治維新以前の日本の軍事技術が、明治維新後、その軍事的意義を發揮する。しかし、この軍事技術は、明治維新以前の日本の軍事技術と比較して、その進歩性が認められる。

又は」に改め、同条第三項中「第三十七条第一項及び第三項の規定並びに特許法第八十四条

十五第一項及び第四項（国際特許出願固有の由に基づく特許の無効の審判」）を「第三十七第一項後段、第二項及び第三項」に改め、同を同条第四項とし、同条第一項中「国際実用

官報号外

に限る。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第七号中「確定審

決第一百二十三条第一項若しくは第一百一十六
条第一項の審判又はその確定審決に対する再

審において明細書又は図面の訂正がされた場
合にあつては、審判又は再審の確定審決並び

に訂正した明細書に記載した事項及び図面の
内容」とあるのは、「確定審決」と読み替える
ものとする。

第五十四条第一項第一号を削り、同項第二号
中「第三十二条第三項若しくは」を削り、「次条
第一項」を「第二条の五第一項」と、「第四条若し
くは第五条第一項」を「第五条第一項の規定若し
くは第三十二条第三項」と、「特許法第五条第二
項」を「同法第五条第二項」に改め、同号を同項
第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十一条第二項において準用する特許法
第三十四条第四項の規定により承認の届出
をする者

第五十四条第一項第四号から第七号までの規
定中「次条第四項」を「次条第一項」に改め、同条
第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前一
項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五
項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、
同項を同条第四項とし、同条第六項を第五项
とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「実
用新案登録出願についての出願審査」を「実用新
案技術評価」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十五条第一項から第三項までを削り、同
条第四項中「第二十六条(案約の効力)及び」を削
り、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条

第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 特許法第一百九十四条の規定は、手続に準用

する。」の場合において、同条第二項中「審

査」とあるのは、「実用新案法第十二条第一項
に規定する実用新案技術評価」と読み替える
ものとする。

第五十五条第六項中「補正の却下の決定、査
定」を削り、同項を同条第四項とする。

第五十六条第一項中「三十万円」を「三百万円」
に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前
二項」を「前項」に、「まつて」を「待つて」に改め、
同項を同条第二項とする。

第五十七条及び第五十八条中「十万円」を「百
万円」に改める。

第五十九条第一項中「査定又は」を削る。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改める。
第六十一条中「若しくは第二項」を削る。

第六十二条中「第十三条において準用する
特許法第五十九条において、第四十一条におい
て準用する特許法第六十一条の三第三項にお
いて準用する同法第五十九条において」を「第百
七十四条第二項」に、「五千円」を「十万円」に改
める。

第六十三条中「呼出し」を「呼出し」と、「五千円」
を「十万円」に改める。

第六十四条中「五千円」を「十万円」に改める。
第六章の二を第七章とする。

第六章を第九章とし、第七章を第八章とし、
第八章を第九章とし、第七章を第八章とする。

第六十三条の二第二項中「実用新案法」の下に
「(昭和三十四年法律第百二十三号)」を加え、
「第四十八条の六第二項」を「第四十八条の五第
四項」に、「同法第四十八条の五第一項」を「同
条第一項」に改める。

第十五条第一項中「第四十条(明細書等の補
正と要旨変更)」を削り、「同法第四十三条第二
項」を同条第二項に改める。

第十七条の三第二項中「第五十一条第一項(第
五百六十条の二)」を「第五十条第一項(第五十七条
第一項)」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十九条中「第五十三条(補正の却下)」を削
り、別表第一号から第三号までの規定中「一万円
千円」を「一万四千円」に改め、同表第四号及び
第五号を次のように改める。

四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき 千三百円を加えた額
五	明細書又は図面の訂正をする者	一件につき千四百円

(意匠法の一部改正)

第四条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)
の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。
(願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

第九条の二 願書の記載(第六条第一項第一号
から第三号までに掲げる事項並びに同条第二
項及び第三項の規定により記載した事項を除
く。第十七条の二第二項及び第二十四条において
同じ)又は願書に添付した図面、写真、
ひな形若しくは見本についてした補正がこれ
らの要旨を変更するものと意匠権の設定の登
録があつた後に認められたときは、その意匠
登録出願は、その補正について手続補正書を
提出した時にしたものとみなす。

第十七条の二 願書の記載又は願書に添付した
図面、写真、ひな形若しくは見本についてし
た補正がこれらを変更するものである
ときは、審査官は、決定をもつてその補正を
却下しなければならない。

第十七条の二第一項中「第十九条の二第一項
及び第二十四項において同じ」を削り、同条第二
項及び第三項を同条第四項とす

る。

第十三条第一項ただし書中「次項ただし書に
おいて同じ」を削り、同条第二項ただし書及び
第四項を削り、同条第五項を同条第四項とす

る。

第十三条の二第二項中「実用新案法」の下に
「(昭和三十四年法律第百二十三号)」を加え、
「第四十八条の六第二項」を「第四十八条の五第
四項」に、「同法第四十八条の五第一項」を「同
条第一項」に改める。

第十五条第一項中「第四十条(明細書等の補
正と要旨変更)」を削り、「同法第四十三条第二
項」を同条第二項に改める。

第十七条の三第二項中「第五十一条第一項(第
五百六十条の二)」を「第五十条第一項(第五十七条
第一項)」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十九条中「第五十三条(補正の却下)」を削
り、別表第一号から第三号までの規定中「一万円
千円」を「一万四千円」に改め、同表第四号及び
第五号を次のように改める。

五十六条の二」を「第五十条第一項(第五十七条
第一項)」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十七条の二第一項中「第十九条において準
用する特許法第五十三条第一項」を「前条第一
項」に改め、同条を第十七条の三とする。

第十七条の次に次の一条を加える。
(補正の却下)

第十七条の二 願書の記載又は願書に添付した
図面を経過するまでは、当該意匠登録出願につ
いて査定をしてはならない。

第十七条の二第一項の規定による却下の決定があつたと
きは、決定の贈本の送達があつた日から三十
日を経過するまでその意匠登録出願の審査を中止し
なければならぬ。

第十七条の二第一項の規定による却下の決定に対し第47条第一項の
審査を請求したときは、その審査の審決が確
定するまでその意匠登録出願の審査を中止し

る。

第四十一条	第一百三十条から第百七十条まで	第二項第40条第2項の規定は、前項の審判の請求に準用する。前項第二項及び第三項	第一項第40条第2項の規定が前余条第1項から第三項までに規定する。願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することにつきは、その他の規定による。	第三項第39条
第三百五十三条から第三百五十九条まで	第三百五十三条から第三百五十九条まで	2 第二項第40条第3項の規定により指定期間内に限り、願書に添付された明細書又は図面の訂正を請求することができる。その他の規定による。	2 第二項第40条第3項の規定により指定期間内に限り、願書に添付された明細書又は図面の訂正を請求することができる。その他の規定による。	第三項第39条

第五条 実用新案登録出願人は、この法律の施行		第五十五条 準用する。	
の際に特許庁に係属している実用新案登録出願（その実用新案登録出願の日から五年六月を経過したものとみなし）である。第三条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たもの（以下「旧実用新案登録出願」という。）を新実用新案法の規定の適用を受ける	2 前項の場合において、新実用新案登録出願は、旧実用新案登録出願の時にしたものとみなす。この場合において、新実用新案法第二条の	別表第九号	審判又は再審を請求する者
実用新案登録出願（以下「新実用新案登録出願」	2 前項の場合において、新実用新案登録出願は、旧実用新案登録出願の時にしたものとみなす。この場合において、新実用新案法第二条の	別表第五号	登録異議の申立てを含む。)をする者
による届出（以下「変更届出」という。）の日」と、	2 第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第号）附則第五条第一項の規定	第八条	第三項第39条

録出願と同時だ」とあるのは「変更届出と同時に」とする。

3 第一項の規定による届出があったときは、旧実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

4 旧実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る第一項の規定による届出については、旧実用新案法第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願においては旧実用新案法第四十八条の五第一項、旧実用新案法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願においては同項及び旧実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつて旧実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(旧実用新案法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすること

5 特許出願人又は意匠登録出願人は、この法律の施行の際に特許厅に係属している特許出願又は意匠登録出願(その特許出願又は意匠登録出願の日から五年六月を経過したものと除く。)であって、新実用新案法の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定あるところにより、特許厅長官に届け出たものを新実用新案法の規定の適用を受ける新実用新案登録出願に変更することができる。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条ただし書に規定する日前に既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料であつて旧実用新案法第三十四条において適用する旧特許法第百九条(特許法等の一部を改正する法律による改正前のかかわらず、なお従前の例による。

(特許法等の一部を改正する法律による改正前の特許法の一部改正)

第七条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の特許法(以下「旧法」という。)の一部を次のように改正する。

第一百七条第一項の表中「五千三百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「一万一千二百円」に、「一万六千円」を「二万一千二百円」に、「三万二千円」を「四万四千円」に、「六万四千円」を「八万九千六百円」に、「二十四万八千円」を「十七万九千二百円」に、「二十五万九千円」を「二十六万八千四百円」に改め、同条第四項中「五万円」を「七万五千円」に、「八千円」を「一万一千円」に、「二万一千円」を「二万七千五百円」に改める。

(旧法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の旧法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であつて旧法第七十七条第一項の規定により納付すべき手数料を舊予期間内に納付するものと限る。)については、前条の規定による改正後の旧法第七十七条第一項の規定にかかるず、な

お従前の例による。

(昭和六十一年法の一部改正)

第九条 昭和六十二年法の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中「五千円」を「七千円」に、「五千二百円」を「七千四百円」に、「八千円」

を「一万一千二百円」に、「一万六千円」を「二万二千四百円」に、「三万一千円」を「四万四千八百円」に、「六万四千円」を「八万九千六百円」に、「二十四万八千円」を「十七万九千二百円」に、「二十五万九千円」を「二十六万八千四百円」に改め、同条第四項中「五万円」を「七万五千円」に、「八千円」を「一万一千円」に、「二万一千円」を「二万七千五百円」に改める。

(附則第五条第二項の表中「六千八百円」を「九千五百円」に、「一万三千五百円」を「一万八千九百円」に、「一万七千円」を「三万七千八百円」に改め、同条第三項中「三万二千円」を「四万八千円」に、「四千四百円」を「四千四百円を加えた額」に、「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

(昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置)

第一百一十条 附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十七条第一項の規定により納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であつて旧特許法第七十七条第一項の規定により既に納付されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十七条第一項の規定にかかる

らす、なお従前の例による。

(弁理士法の一部改正)

第十一条 弁理士法の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第五十六条第一項若ハ第二項」を「第五十六条第一項」に改める。

(輸出品デザイン法の一部改正)

第十一条 附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十七条第一項の規定により既に納付されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十七条第一項の規定にかかる

一項の権利に係る考案」を削る。

(特許法施行法の一部改正)

第十三条 特許法施行法(昭和三十四年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「新法第百二十三条规定」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第号)による改正前の特許法第百二十三条规定」に改める。

(実用新案法施行法の一部改正)

第十四条 実用新案法施行法(昭和三十四年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「新法による」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第号)による」

官報(号外)

「平成五年法」という。)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法による改正前の実用新案法(以下「昭和三十四年法」という。)による」に改める。

第四条中「新法第十二条第一項」を「昭和三十四年法第十二条第一項」に改める。

第五条中「日において」の下に「昭和三十四年法による」を加える。

第十七条第一項中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

第十八条第一項及び第三項中「新法による」を「昭和三十四年法による」に改める。

第十九条中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

第二十六条第一項中「新法第三十七条第一項」を「昭和三十四年法第三十七条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「新法第三十四条」を「昭和三十四年法第三十四条」に、「新特許法」を「平成五年法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法による改正前の特許法」に改める。

第二十八条及び第三十条中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第十五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第五十五条第五項」を「第五十五条第二項」に改める。

第十一条中「(実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。)及び実用新案法第四十一

条」を削り、「特許法第六十一条の三第二項

(実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、特許法第六十五条第一項(同法第百七十四条第四項(実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。)及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)及び実用新案法第十二項」に改める。

第十二条第三項中「第五十五条第四項」を「第

五十五条第一項」に改める。

第三十六条第一項中「又は実用新案登録出願」を削り、「発明又は考案と」を「発明と」に改める。

第四十一条第二項中「第十七条第二項(第三号を除く。)及び第三項」を「第十七条第三項(第三号を除く。)及び第四項」に改め、同条第四項中「第五十五条第二項」を「第一条の五第二項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

2 附則第二条第一項、第七項又は第八項の規定によりなお從前の例によるものとされた審判又は再審の審決に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。ただし、旧特許法第六十九十七条中「二十万円」とあるのは、「三百万円」とする。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における技術開発の進展に伴う技術開発成

果の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的

調和の必要性の増大その他の工業所有権制度をめぐる情勢の変化に対応するため、特許制度について補正の範囲の適正化及び審判手続の簡素化を行

うとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用する等制度の改善を図り、あわせて

工業所有権関係料金を改定する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提

出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における技術開発の進展に伴う

技術開発成果の迅速な保護の要請その他の工業

所有権をめぐる情勢の変化に対応するため、特

許制度について補正の範囲の適正化及び審判手

続の簡素化を行うとともに、実用新案登録出願

について早期登録の制度を採用する等制度の改

善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定

しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特許に係る補正の範囲の適正化

(1) 明細書又は図面の補正については、願書

に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならぬ。

い。

2 特許に係る審判手続の簡素化

(1) 捕止の却下の決定に対する審判を廃止し、捕止の可否は、拒絶査定に対する審判において争う。

(2) 訂正の無効の審判において明細書又は図面の訂正を請求することができることとし、特許の無効の審判の係属中は、訂正の審判を行わない。

(3) 特許の無効の審判において明細書又は図面の訂正を請求することができることとし、特許の無効の審判の係属中は、訂正の

審判を行わない。

(4) 実用新案の出願の早期登録制度への改正

願が無効にされた場合は、その出願の日から六年とする。

(5) 実用新案の出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、実用新案技術評価書を請求することができる。

(6) 実用新案権者等は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をして後でなければ、侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

4 手数料等の改定

特許、実用新案、意匠及び商標についての手数料及び特許料又は登録料を改定する。

5 その他

意匠法及び商標法その他関係規定を整備する。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

(奈良女子大学の家政学部の存続に関する経過措置)

2 奈良女子大学の家政学部は、改正後の第三条

第一項の規定にかかるらず、平成五年九月三十日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(滋賀大学経済短期大学部等の存続に関する経過措置)

3 滋賀大学経済短期大学部、大阪大学医療技術短期大学部、徳島大学工業短期大学部及び琉球

大学短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかるらず、平成八年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとす。

4 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由
本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
平成五年度国立学校特別会計予算に、五千百三十四万四千元が計上されている。

右報告する。
平成五年四月七日

文教委員長代理 理事 松田 岩夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿
〔別紙〕

群馬大学ほか一大学に二学部を設置するにともない、奈良女子大学の家政学部を廃止し、同大学に生活環境学部を設置する等の必要がある。これに在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

一 議案の目的及び要旨
(内閣提出)に関する報告書

1 群馬大学の教養部を改組し社会情報学部を、名古屋大学の教養部を改組し情報文化学部を、奈良女子大学の家政学部を改組し生活環境学部をそれぞれ設置すること。
2 滋賀大学経済短期大学部、大阪大学医療技術短期大学部、徳島大学工業短期大学部及び琉球大学短期大学部を廃止すること。

四 大学入学者選抜のあり方については、初等中等教育への影響や受験生の立場に配慮しつつ、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある

老人(以下単に「老人」という。)又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るために用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

福社用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案

法律案

右

国会に提出する。

平成五年二月二十一日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

福社用具の研究開発及び普及の促進に関する法律

第一条 厚生大臣及び通商産業大臣は、福社用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本の方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 基本方針等(第三条・第六条)
第三章 指定法人(第七条・第十九条)
第四章 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務(第二十条・第二十一条)
第五章 地方公共団体の講ずる措置等(第二十一条・第二十四条)
第六章 雜則(第二十五条・第二十七条)

第一章 総則

一 福社用具の研究開発及び普及の動向に関する事項

二 福社用具の研究開発及び普及を促進するため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福社用具の研究開発及び普及を促進するため第五条各項に規定する事業者及び施設の開設者が講ずべき措置に関する事項

四 福社用具の研究開発及び普及を促進するため第五条各項に規定する事業者及び施設の開設者が講ずべき措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、福社用具の研

究開発及び普及の促進に関する重要な事項

6 厚生大臣及び通商産業大臣は、基本方針を定めるに当たっては、老人及び心身障害者の心身の特性並びにこれらの者の置かれている環境並びに福社用具に係る技術の動向を十分に踏まえるとともに、福社用具の研究開発と普及が相互

及び会計に關し、必要な事項は、厚生省令で定める。

(解任命令)

第十五条 厚生大臣は、指定法人の役員が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第八条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる地位)

第十六条 助成業務に從事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第十七条 厚生大臣は、第八条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十八条 厚生大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、

第八条に規定する業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十九条 厚生大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて第八条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定に関し不正な行為があつたとき。

二 この章の規定又は当該規定による命令若しくは処分に違反したとき。

三 第十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで助成業務を行つたときその他第八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第八条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 新エネルギー・産業技術総合開発

機構の業務

(新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第二十条 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギーの法」という。)第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、福祉用具に関する産業技術の研究開発を促進するため、次の業務を行う。

一 産業技術の実用化に関する研究開発であつて、福祉用具に係る技術の向上に資するもの

二 福祉用具に関する産業技術に係る情報の収集及び前号の業務の対象となる者に対する当該情報の提供その他の援助を行うこと。

(石油代替エネルギー法等の特例)

第二十一条 前条の規定により機構の業務を行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十一条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(以下「福祉用具法」といふ。)第二十条」と、石油代替エネルギー法第五十二条中「政令」とあるのは「政令並びに福祉用具法」と、石油代替エネルギー法第五十三条第二項及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は福祉用具法」と、石油代替エネルギー法第五十九条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び福祉用具法第二十条」とし、産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)第六条第一項中「第四条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第四条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びに福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第二十条第一号及び第二号に掲げる業務」とする。

(関係機関等との連携)

第二十二条 都道府県及び市町村は、前二条に規定する措置の実施に当たっては、関係機関及び関係団体等との連携に努めなければならない。

第六章 雜則

第二十三条 都道府県は、福祉用具に関する情報の提供及び相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うとともに、前条に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(都道府県の講ずる措置)

第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対しても虚偽の答弁をせし、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對しても、同条の刑を科する。

(罰則)

第二十八条 市町村は、福祉用具の利用者がその心身の状況及びその置かれている環境に応じて、福祉用具を適切に利用できるよう、福祉用具に関する情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十五号中「及び民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)」を「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)」に改める。

第六条第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の定めるところにより、基本方針を定め、並びに同法の規定に基づき指定法人を指定し、及び指定法人に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

(工業技術院設置法の一部改正)

第四条 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条各号目記以外の部分中「左の通り」を「次とおり」と、「基づく」を「基づく」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号の三中「産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」を「産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

1 福祉用具とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

2 福祉用具とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者

九 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第一号)の施行

する法律(平成五年法律第一号)の施行に關すること。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、福祉用具の研究開発、普及の動向やその目標、施策の基本的事項等を定めた基本方針を策定し、これを公表しなければならないものとする。

第三条第五号の二を同条第七号とし、同条第五号中「及び」を「及び」と、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の二中「基く」を「基づく」に改め、同号を同条第五号とする。

理由

福祉用具の研究開発及び普及を促進することにより、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資するため、国がこれらを促進するための措置に関する基本方針を策定するとともに、国、地方公共団体等がそれぞれ所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
る法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

二 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

三 本案施行に要する経費
平成五年度一般会計予算(通商産業省所管)において、福祉機器実用化開発推進事業費補助金として一億六百万円が計上されている。

右報告する。

平成五年四月七日

厚生委員長 浦野 休興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

福社用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 福祉用具が老人及び心身障害者の自立の促進や介護者の負担の軽減に資することにかんがみ、国民の関心と理解を深めるよう鋭意努力すること。

二 福祉用具の研究開発及び普及が効果的に行われるよう、福祉用具の研究開発や普及について大きな役割を担う民間事業者等に対する助成、

の日常生活上の便宜を圖るために用具、機能訓練のための用具及び補装具をいうものとす

ること。

2 その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由
老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

10 その他所要の規定を整備すること。

一 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

11 その他所要の規定を整備すること。

一 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

12 その他所要の規定を整備すること。

一 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

13 その他所要の規定を整備すること。

一 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

14 その他所要の規定を整備すること。

一 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

15 その他所要の規定を整備すること。

一 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

16 その他所要の規定を整備すること。

一 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

17 その他所要の規定を整備すること。

一 議案の可決理由
関係法律について所要の改正を行うこと。

老人及び心身障害者の自立を促進し、介護者の負担の軽減を図るために、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、あわせて産業技術の向上に資することは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成五年四月八日 衆議院会議録第十七号

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案及び同報告書

三五

情報提供等の支援施策の充実に努めること。

三 老人及び心身障害者の福祉用具の適切な選択に資するため、福祉用具の利用者からの相談に応する者に対する研修の充実に努めること。

四 地域における福祉用具に関する情報提供や相談を行う施設として、在宅介護支援センター等の整備の促進を図ること。

五 老人福祉法、身体障害者福祉法等による日常生活用具給付等事業及び補装具給付等事業については、常に、福祉用具の開発状況並びに老人及び心身障害者の心身の特性を踏まえ、対象品目等について所要の見直しを図り、制度の適切な運用に努めること。

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成五年二月二十三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「漁業技術」の下に「その他合理的な漁業生産方式」を加え、「漁業後継者たる青少年又は青年漁業者」に改め、「従事する者」の下に「その他の漁業を担うべき者」を加え、「技術を習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の基礎を形成する」に、「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に改める。

沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）の一部を改正する。
第一条中「漁業技術」の下に「その他合理的な漁業生産方式」を加え、「漁業後継者たる青少年又は青年漁業者」に改め、「従事する者」の下に「その他の漁業を担うべき者」を加え、「技術を習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の基礎を形成する」に、「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に改める。

第二条第二項中「漁業技術」の下に「その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下同じ。）」を加え、同

条第四項中「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に、「漁業後継者たる青少年又は青年漁業者」に改め、「従事する者」の下に「その他の漁業を担うべき者」を加え、「技術を実地に習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の基礎を形成する」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

理由

最近における漁業をめぐる諸情勢の変化に伴い、合理的な漁業生産方式の導入及び青年漁業者等の養成確保に資するため、経営等改善資金を拡充するとともに、青年漁業者等養成確保資金を獲得する」を「技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成する」に改める。

第三条第一項及び第四条中「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、経

営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等

養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、十年を

超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第五条第三項中「二年」を「三年」に改める。

第六条の見出しを「（担保又は保証人）」に改め、

同条第一項中「保証人」を「担保を提供させ、又は

保証人」に改める。

第八条第一項中「近代的な漁業技術」の下に「そ

の他合理的な漁業生産方式の導入」を加え、「導

入することにより」を「の導入を行うことにより」

に、「当該漁業技術又は施設を導入することが」を

「当該近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産

方式の導入又は当該施設の導入が」に改め、同条

第三項中「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に、「技術を実地に習得する」を「技術

の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基

礎を形成する」に、「養成される」を「養成確保され

る」に改める。

本法律案は、合理的な漁業生産方式の導入及び青

年漁業者等の養成確保に資するため、経営等改

善資金を拡充するとともに、青年漁業者等養成

確保資金を設ける等のもので、その措置は妥当

なものと認め、原案のとおり可決すべきものと

認めた次第である。

なお、本法律案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

右報告する。

平成五年四月七日

農林水産委員長 平沼 起夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

国際的な漁業規制の強化に伴い、我が國沿岸漁

業の果たす役割がますます重要となつてゐる一

方、周辺水域の漁場環境は悪化し、漁業資源は總

じて減少傾向にある。

このような中で、沿岸漁業の就業者の減少と老

齢化は、漁村社会の維持や漁場の総合的・合理的

利用に重大な影響を及ぼすものと懸念されてお

り、水産物の安定供給や所得・雇用機会の確保、

さらには国土の均衡ある発展等を図る観点から、沿岸漁業を職業として選択し得る魅力ある産業として確立することが喫緊の課題となっている。よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

- 一 生産基盤の整備、沿岸漁業の構造改善等基幹的な水産政策について、でき得る限り、中・長期的視点に立った施策の展開方向を明らかにすること。
- 二 沿岸漁業改善資金制度が、沿岸漁業経営の健全な発展、沿岸漁業従事者の福祉の向上等に十分な役割を果たし得るよう、今後とも、資金内容の充実、資金枠の確保、制度の積極的活用並びに水産業改良普及制度の充実・強化に努めること。
- 三 渔村の生活環境の整備が立ち遅れている現状にかんがみ、沿岸漁業従事者等の資金需要を的確に把握し、生活改善資金が十分に活用されるようさらに検討を行うとともに、漁港等の整備と併せて行う生活環境の向上に資する事業の促進を図ること。
- 四 沿岸漁業への新規就業者の著しい減少に対処し、青年漁業者等養成確保資金の積極的活用に併せ、漁業後継者の円滑な定着を支援するための施策の充実に努めること。また、漁業外から的新規就業については、その進出が漁村社会に混乱をもたらすことのないよう十分配意すること。
- 五 経営等改善資金に新たに追加される合理的な漁業方式の導入に必要な資金については、漁業の実態に即し、制度の弾力的運用を行うこと。

六 物的・人的担保制度の運用に当たっては、沿

岸漁業改善資金を借り受ける沿岸漁業従事者等の意向を十分尊重するよう指導すること。

右決議する。

に水産資源及び漁業の種類

二 水産資源の管理の方法

三 資源管理規程の有効期間

四 資源管理規程に違反した場合の過怠金に関する事項

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成五年三月一日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

水産業協同組合法の一部を改正する法律
十二号の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「場合にこれを」を「場合につけた」と、「省令」を「主務省令」に改めるものに限る。」を加え、「第三項第三号及び第六号」を「同項第一号から第八号まで及び第十号」に改め、同条第八項中「第一項第八号の二」の下に「及び第九号」を加える。

第十二条第一項中「場合にこれを」を「場合について」と、「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とする。

第十五条の三中「省令」を「農林水産省令」に改め、「これを」を削り、同条を第十五条の四とする。

第十五条の二第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十五条の三とする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(資源管理規程)
第十五条の二 第二条第一項第六号の事業を行ふ組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行うため、当該水面において組合員が漁業を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程(以下「資源管理規程」という。)を定めようとする場合には、行政の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十六条の二 第二条第一項中「第十一條第三項第二号」と「第十一條第三項第五号」を「第十一條第三項第一号」と「第十一條第三項第五号」に改め、同条第四項中「他の金銭に係る事務の取扱い」を「有価証券、貴金属その他の物品の保護預り」とし、同項に次の五号を加える。

六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納そ

れとし、同項に次の五号を加える。

四 有価証券の貸付け
第十一條第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の五号を加える。

三 債務の保証
四 内国為替取引
五 有価証券の貸付け
第十一條第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の五号を加える。

六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納そ

れとし、同項に次の五号を加える。

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
八 両替
九 金融先物取引等の受託等(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第八項に規定するものをいう。以下同じ。)

十 前各号の事業に附帯する事業

平成五年四月八日 衆議院会議録第十七号 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案及び同報告書

三七

(合併に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第七十三条 商法第二百四条第一項及び第三項、第二百五条、第二百六条、第二百八条から第二百十一条まで並びに第四百十五条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百三十五条ノ八の規定は、組合の合併について準用する。

第七十六条 及び第七十七条を次のように改め
(解散及び清算に関する商法等の準用)

第七十七条 商法第二百十六条、第二百二十四条、第二百二十九条第二項及び第三項、第二百三十二条、第二百三十五条第一項から第二百三十九条第二項、第四百一十八条、第四百二十二条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条と並びに非訟事件手続法第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条並びに第二百三十九条ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第三十六条から第三十九条まで並びに第四十一条から第四十一条まで、第四十七条、第四十七条の三第二項及び第三項、第二百三十九条の四並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十八条、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三、第二百六十条ノ四第一項及び第二項、第二百六十二条、第二百六十七条から第二百六十九条まで並びに第二百七十二条の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第四十条第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書」、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は

損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、同法第四百十七条第二項中「前項」と

あるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ

発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員(准組合員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員

(准組合員ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

第八十三条の次に次の二条を加える。

(理事と組合との契約等)

第八十三条の二 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

第八十四条第三項第一号中「第四十二条第三項第一号、第三号及び第四号」を「第三十九条第三項第一号、第三号及び第四号」に改める。

第八十六条第一項中「組合の組合員に関する事項については、」を削り、「の外」を「のほか」に、

「並びに」を「及び」に、「規定を」を「規定は、組合の組合員について」と改め、同条第二項及び第三項を次の

ように改める。

2 第八十三条から前条までに規定するものは、

第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条、第四十条から第四十三

条まで、第四十五条から第四十七条まで、第四

十七条の三第二項、第四十七条の四、第四十

九条の五、第四十八条第一項から第三項まで、第四

十九条、第五十条、第五十三条、第五十四条

第一項及び第二項、第五十五条第一項から第二

項まで、第五十七条並びに第五十八条、民法第

六十条、第六十一条第一項、第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条並びに第二

百四十四条第一項及び第二項の規定は組合の管

理について、第三十七条第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四条第三項、第二百五十

六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、同法第五十九条

及び商法第二百七八条の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四条第二

項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第九項中「理事の定数の少なくとも三分の一は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十二条第一

項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五条第二項中「理事会の議決」とあるのは「理

事の過半数」と、第四十六条第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第三項及び第四

十七条の三第二項中「理事会」とあるのは「理事」と、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及

び商法第二百四十三条中「第二百三十一条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項ニ於テ準用スル同法第四十七条の五第三項」と読

み替えるものとする。

3 第二十二条第一項本文、第四十九条第二項及び第三項、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条第一項から第五項まで並びに第六十三

条から第六十七条まで、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条並びに第二百四十四条第一項及び第二項の規定は、組合の設立について準

用する。この場合において、第五十九条中「二

十人(第十八条第四項の規定により組合員たる

資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合(以下「業種別組合」という。)にあつては、「十五人」とあり、及び第六十一条第二項中

「二十人(業種別組合にあつては、十五人)」とあるのは「七人」と、同法第二百四十三条中「第二

百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第三項ニ於テ準用スル同法第六十二条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ

為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

第八十六条第四項中「組合の解散及び清算に関する事項については、」を削り、「第七十七条まで

の規定を」を「第七十二条まで、第七十四条及び第七十五条第一項、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条第一項及び第七十八条から第八十三条まで、商法第二百三十三条及び第四百二十七条第一項並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第二百三十七条並びに第二百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について」と、「少くとも四分の三」を「少なくとも三分の二」に改め、「全員が」との下に「民法第七十五条中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第四項ニ

於テ準用スル同法第七十四条」とを加える。

第八十七条第一項第一号中「会員等(会員及び連

合会を直接に構成する者で定款で定めるもの)」に改め、同項第二号中「会員等」を「所屬員」

に改め、同項第三号中「連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所屬員」と総称する。」に改め、同項第二号中「会員等」を「所屬員」

に改め、同項第三号中「連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所屬員」と総称する。」に改め、同項第二号中「会員等」を「所屬員」

官報（号外）

する。」を「所屬員」に改め、同項第六号を次のよう改める。

六 水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他漁場の利用に関する施設（漁場の安定的な利用関係の確保のための連合会を直接構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）

第八十七条第四項中「第一号から第五号までの事業にあつては会員等のために、第六号の事業にあつては」を削り、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 内国為替取引

三 債務の保証

四 有価証券の貸付け

第八十七条第四項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の五号を加える。

六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

八 両替

九 金融先物取引等の受託等

十 前各号の事業に附帯する事業

十一 前各号の事業に附帯する事業

十二 前各号の事業に附帯する事業

十三 前各号の事業に附帯する事業

十四 前各号の事業に附帯する事業

十五 前各号の事業に附帯する事業

十六 前各号の事業に附帯する事業

に次の二号を加える。

三 第一項第十号の事業 所屬員と世帯を同じくする者

又は「を削り、「定款の」を「定款で」に改める。

第八十七条の二第二項、第八十七条の三第二項

五号及び第五項、第八十七条の四第二項及び第

五項並びに第八十七条の五第二号中「省令」を「主

務省令」に改める。

第九十二条第一項中「連合会の事業に関する事

項については」を削り、「第十五条第一項まで」を「第十

五条の二まで」に、「規定を」を「規定は、連合会の

事業について」に改め、「第八十七条第一項第五号」と

「組合員が」とあるのは「所屬員が」と、同条第

三項中「組合員の三分の一以上」とあるのは「会員

又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべ

て」とを加え、「第十三条第三項第三号」を「第十

一条第三項第一号」に、「第八十七条第四項第三号」

を「第八十七条第四項第二号」に改め、同条第二項

中「連合会の会員に関する事項については」を削

り、「規定を」を「規定は、連合会の会員について」

に改め、同条第三項中「連合会の管理に関する事

項については」を削り、「第四十七条まで」を「第

四十七条の五まで」に、「並びに第四十九条から第五

五十八条の二までの規定を」を「第四十九条から第五

るのは「会員等」と「第四十八条第一項第五号

及び第五十条第三号の二中「第十一項第一項第三

号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第八

十四条の二第一項及び」を「第五十四条の二第一項

中「第十一項第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八

十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十

五号まで」とあるのは「第八十七条第一項第三号から第

五号まで」と、同条第四項中「第十一項第一項第十

号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と「

八 両替

九 金融先物取引等の受託等

十 前各号の事業に附帯する事業

十一 前各号の事業に附帯する事業

十二 前各号の事業に附帯する事業

十三 前各号の事業に附帯する事業

十四 前各号の事業に附帯する事業

十五 前各号の事業に附帯する事業

十六 前各号の事業に附帯する事業

十七 前各号の事業に附帯する事業

十八 前各号の事業に附帯する事業

十九 前各号の事業に附帯する事業

二十 前各号の事業に附帯する事業

二十一 前各号の事業に附帯する事業

二十二 前各号の事業に附帯する事業

二十三 前各号の事業に附帯する事業

二十四 前各号の事業に附帯する事業

二十五 前各号の事業に附帯する事業

二十六 前各号の事業に附帯する事業

二十七 前各号の事業に附帯する事業

二十八 前各号の事業に附帯する事業

二十九 前各号の事業に附帯する事業

三十 前各号の事業に附帯する事業

五十四条の二第一項及び「を」第五十四条の二第一項中「第十一條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十二条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の三第一項中「第十一條第一項第八号の二」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十五条第四項中「第十一條第一項第十号」とあるのは「第九十三条第一項第八号」と、「に改め、同条第四項中「組合の設立に関する事項については、」を削り、「第六十七条までの規定を」を「第六十七條の二までの規定は、組合の設立について」に改め、「とあり、」の下に「及び」を加え、「それぞれを削り、同条第五項中「組合の解散及び清算に関する事項については、」を削り、「第七十七条までの規定を」を「第七十五条まで及び第七十七条の規定は、組合の解散及び清算について」に改める。

第六十九条第一項各号別記以外の部分中「本章」を「この章」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「会員」を「連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所屬員」と総称する。)」に改め、同項第二号中「会員」を「所屬員」に改め、同項第三号中「連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所屬員」と総称する。)」を「所屬員」に改め、同條第二項各号別記以外の部分中「会員」を「所屬員」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

二 内国為替取引

三 債務の保証

四 有価証券の貸付け

五号とし、同項に次の五号を加える。

第九十七条第三項中第五号を削り、第六号を第六号として、
六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
八 両替

九 金融先物取引等の受託等

十 前各号の事業に附帯する事業

第九十七条第六項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に改め、同条第七項中「定款の」を「定款で」に改め、「その施設」の下に「(第三項第三号及び第四号)の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。」を加え、「第三項第三号、第五号及び第六号」を「同項第二号から第八号まで及び第十号」に改め、「(同項第五号の規定による施設については、地方債証券その他主務大臣の指定する有価証券に係るものに限る。)」を削り、同条第八項中「会員」を「所属員」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第一項第八号の事業 所属員と世帯を同じくする者

第九十七条第九項中「会員のためにする事業又は」を削り、「定款の」を「定款で」に改める。

第一百条第一項中「連合会の事業に関する事項については、」を削り、「規定を、連合会の証券子会社等の株式の所有に関する事項については、」を「規定は連合会の事業について」に、「規定をそれれを「規定は連合会の証券子会社等の株式の所有については、」を削り、「規定を、連合会の証券子会社等の株式の所有に関する事項については、」を「規定は連合会の会員に関する事項については、」を削り、「規定を、連合会の会員について」に改め、同条第二項中「第九十七条第三項第二号」を「第九十七条第三項第三号」に改め、「規定を」を「規定は、連合会の会員について」に改め、同条第三項中「連合会の管理に関する事項については、」を削り、「第四十七条第三項第三号」を「第四十九条第三項第三号」に、「並びに第四十九条から第五十条の五まで」に、「並びに第四十九条から第五十

八条の二までの規定を」を、第四十九条から第五十四条の二まで並びに第五十五条から第五十八条の二までの規定は、連合会の管理について」に、「第三十六条の二」を「第四十七条」に、「營み」を「營み」に、「事業を除く。」を「事業を除く。」に、「第四十八条第一項第六号中「一組合員」とあるのは「一員」とを「第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」とに、「第五十四条の二第一項及び」を「第五十四条の二第一項中「第十一一条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第一号」と、第五十条第四項中「第十一一条第一項第十号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」とに改め、同条第四項については、「連合会の設立に関する事項」を削り、「第六十七条までの規定を」を「第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について」に、「第四十九条第二項及び第三項」に、「第百条の四第一項」を「並びに第百条の四第一項」に改め、同条第一項中「連合会の会員に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、連合会の会員について」に改め、同条第三項中「連合会の会員に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、連合会の管理について」に、「第三十六条の二」を「第四十七条」に、「營み」を「營み」に、「事業を除く。」を「事業を除く。」に改め、同条第一項中「連合会の設立に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、連合会の設立について」に、「第六十七条までの規定を」を「第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について」に、「第四十九条第二項及び第三項」に、「第百条の四第一項」を「並びに第百条の四第一項」に改め、同

第百一十一条中「組合の登記には、」を削り、「規定を」を「規定は、組合の登記について」と、「第七十三条本文」を「第七十四条本文」に改める。
第一百二十二条第二項中「省令」を「主務省令」に改める。

「第十五条の三第一項」に改める。

倉庫業法第二十七条第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣及び運輸大臣がそれぞれ単独に行使するところを妨げない。

第一回 第二十七条の見出しを「監督行政官等」に改め、同条第一項中「前項」を「第一項」に、「政令の」を「政令で」に改め、「これを」を削り、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

を「」を削り、同項第二号の二中「第十五条の二第一項若しくは第十五条の三」を「第十五条の三第一項若しくは第十五条の四」に、「第十五条の四」を「第十五条の五」に、「第十五条の五」を「第十五条の六」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八

2 この法律(第四項に規定する規定を除く。)における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十二条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第七十一条

号中「第四十二条」を「第三十九条に」、「第四十三条」を「第四十条」に改め、同号を同項第六号として同号の次に次の二号を加える。

農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

第十一章 第四十二条又は第四十二条第四項（これら
の規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、
第九十六条第三項、第百条第三項及び第

3 第百一十二条及び第百一十三条に規定する行政の権限は、前項ただし書の規定にかかるら

百条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

4 第十二条第一項（第九十二条第一項、第九十九条第一項）
農林水産大臣及び大蔵大臣がそれを単独
に行使することを妨げない。

第一百三十二条第一項第九号中「第四十四条第五項又は第四十七条第四項」を「第四十二条第五項又は

六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十一一条第四項（第九十二

し、同号の次に次の三号を加える。

第一項、第九十六條第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。」)に於て読み替えて準用する旨記載す第百六

第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。次号において「同一の」ことないして準用する（商法第二百七十四条）

第二項、第八条第二項、第十二条第一項、第二十二条及び第二十七条第一項に規定する主務

第一項又は同法第一百七十五条の規定により
調査を妨げたとき。

5 大臣は、農林水産大臣及び運輸大臣とする。
第十二条第四項において読み替えて準用する。

九の二 第四十四条において、若しくは第七十一条(第九十二条第五項、第九十六条第五項

平成五年四月八日 衆議院会議録第十七号 水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

実し、理事会の設置その他の執行体制の強化等を図るとともに、事業の譲渡の適正な実施を確保するための規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業協同組合等の健全な発達を図るために、その行うことができる事業の内容を充実するとともに、執行体制の強化を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 事業内容の充実等

(一) 水産資源の管理を漁業協同組合等の事業として位置付けるとともに、漁業協同組合等は水産資源の管理を適切に行なうための資源管理規程を定めることができるものとす

ること。

(二) 漁業協同組合の漁業自営について、その要件を緩和すること。

(三) 漁業協同組合等の信用事業の実施権能を拡充すること。

2 執行体制等の整備

近年、我が国漁業・漁村をめぐる情勢は、国際ともに、正組合員以外の理事の権を拡大するほか、理事と使用人は兼職できるものとすること。

(一) 監事の業務・会計監査機能の拡充を図ること。

(二) 組合員は漁業協同組合等に対し、理事の嘗状況に直面している。

(三) 組合員は漁業協同組合等に対し、理事の嘗状況に直面している。

責任を追求する訴えの提起を請求できる等の規定を整備すること。

3 事業譲渡等の規定の整備

正に推進するために必要な規定を整備すること。

4 その他

(一) 漁業協同組合等の総会決議事項、清算等に関する規定の整備を行うこと。

(二) この法律は、公布の日から起算して三月を超えて六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、漁業協同組合等の健全な発達を図るために措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年四月七日

農林水産委員長 平沼 起夫
衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

近年、我が国漁業・漁村をめぐる情勢は、国際的に漁業規制の強化、周辺水域の資源状態の悪化、担い手の減少及び高齢化、金融自由化の進展等、大きく変化している。このような中において、水産業協同組合の多くは、経営規模の零細性、取扱事業量の減少、固定化債権の増大等により厳しい経

よつて政府は、水産業協同組合が組合員の負託に応え、水産業の振興、漁村地域の活性化等の役割を的確に果たし得るよう、両法の施行に当たっては、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 漁業協同組合の自主性を尊重しつつ、合併及び地方公共団体の取組みを強化するとともに、漁協系統自らの合併推進体制をさらに整備するよう指導すること。また、合併後の組合が適正な事業経営を継続することができるよう適切に対処すること。

また、漁協の組織整備に当たっては、漁協事業の特性と専門性を發揮し得るように努めること。

二 漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実状に對処し、漁協の経営基盤の強化促進はもとより、欠損金等の負担を軽減するための対策の推進に努めること。

三 組合の事業の譲渡に当たっては、譲渡組合の組合員をはじめとする漁協事業の利用者に利益が生ずることのないよう適切に指導すること。

四 信用事業機能の拡充については、漁協信用事業の零細性にかんがみ、その能力に応じた事業が適切に実施されるよう慎重に指導すること。

五 水産資源の現状にかんがみ、資源管理規程制度の適正な運営を推進するとともに、齊漁防止対策を強化し、また、資源管理のために遊漁者の一層の協調が得られるようさらに努力すること。

六 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五条第一項に規定する共同漁業権で同条第六条第一項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

第六条第一項に規定する共同漁業権で同条第六条第一項の第一種共同漁業を内容とするもの

のを有している組合が合併する場合にあつては、合併後の組合がその全部若しくは一部を放棄し、又は変更する場合にとるべき当該共

は、自営事業から組合員等が排除されることのないよう、また、適正な漁利の配分に支障が生ずることのないよう指導すること。

本改正の趣旨の周知徹底を図り責任ある執行体制を確立するとともに、全漁連をはじめ系統組織の内部監査体制の整備・充実につき指導すること。

また、青年層や婦人層の幅広い意向を反映した組合運営と併せ、職員の待遇の改善、人材の育成につき適切に指導すること。

右決議する。

漁業協同組合法合併助成法の一部を改正する法律案

農林水産委員長 平沼 起夫
衆議院議長 櫻内 義雄殿

法律案

右

平成五年三月一日

国会に提出する。

内閣総理大臣 宮澤 喜一

漁業協同組合法合併助成法(昭和四十二年法律第

五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

第五条第一号の第一種共同漁業を内容とするもの

のを有している組合が合併する場合にあつては、合併後の組合がその全部若しくは一部を放棄し、又は変更する場合にとるべき当該共

同漁業権を有していた合併前の組合の組合員の同意を求める手続（水産業協同組合法第五十条第四号の規定による議決を除く。）に関する事項

第三条第二項中「昭和四十五年十二月三十日まで」の下に「又は漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律（平成五年法律第一号。以下「平成五年法律第一号」という。）の施行の日から平成十年三月三十一日まで」を加える。

第四条の次に次の二条を加える。
（共同漁業権の放棄又は変更に係る手続に関する事項の定款への記載）

第四条の二 組合が前条第二項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業經營計画に従、合併する二つに行くこととする。

は第十七條であるが、並行して水産業協同組合法第七十条第一項の規定による合併によつて設立する組合の定款の作成及び同法第四十八条第二項

の規定による合併後存続する組合の定款の変更については、同法第三十二条第一項中「その時

期を」とあるのは、「その時期を、漁業協同組合合併助成法第三条第一項第六号に掲げる事項を定めたときのその事項」とする。

2 合併後の組合は、前項の規定により第三条第一項第六号に掲げる事項を定款に記載したとき

は、同号の共同漁業権の存続期間内は、その定期の記載を変更することができない。

第五条第一号中「前条第二項」を「第四条第二項」に、「行なう」を「行う」に、「造成し」を「造成」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第六条第一項中「(昭和二十四年法律第二百六十
七号)」を削り、「昭和四十六年三月三十日まで」

の下に「又は平成五年法律第
から平成十一年三月三十一日まで」を加え、「同法」
を「漁業法」に改める。

附則第二項中「昭和六十八年三月三十一日」を
「平成五年三月三十日」に改める。

附則第四項及び第十項中「昭和六十九年三月三
十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則に次の二項を加える。

11 組合が附則第三項の規定により適当である旨
の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭
和五十五年四月一日から昭和六十一年三月三十
一日までに合併した場合におけるその合併に係
る合併後の組合が同項の規定により適当である旨
の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い
昭和六十三年四月一日から平成六年三月三十
日までに更に他の組合と合併した場合における
その合併に係る合併後の組合が、第四条第二項
の規定により適当である旨の認定を受けた合併
及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十
一日までに更に他の組合と合併した場合には、
附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」と
あるのは、「その合併に係る合併後の組合(その
組合が附則第三項の規定により適当である旨の
認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭
和六年三月三十一日までに合併した場合における
その合併に係る合併後の組合が、第四条第二項
の規定により適当である旨の認定を受けた合併
及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十
一日までに更に他の組合と合併した場合にあつ
ては、その合併に係る合併後の組合)とする。

和五十五年四月一日から昭和六十一年三月三十
一日まで又は昭和六十三年四月一日から平成六
年三月三十日までの間

以下「平成五年法律第一号」という。の施行

協同組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第一項の認定を求め、平成五年法律第

号の施行の日以後に当該認定を受けたもの、
を加える。

附則第十八条第七項中「昭和六十三年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けて合併

をする場合」の下に「及び平成五年法律第号の施行の日から平成十年三月三十日までの

間に漁業協同組合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、平成五年法

律第 号の施行の日以後に当該認定を受け
て合併をする場合」を加える。

附則第二十三条第十六項中「昭和六十三年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けた

合併をする場合」の下に「若しくは平成五年法律
第一号の施行の日から平成十年三月三十一

までの間に漁業協同組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求り、昭

成五年法律第一号の施行の日以後に当該規定を受けて合併をする場合を除く。

販賣を擱け、合併を「新規合併」を加えて

理由

化にかんがみ、漁業協同組合の合併を引き続き進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資す

るため、合併及び事業經營計画に記載すべき事項の追加及び提出期限の延長等の措置を講ずる必要

ある。これが、この法律案を提出する理由で、

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する

法律案(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

平成五年四月七日

農林水産委員長 平沼 駿夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

近年、我が国漁業・漁村をめぐる情勢は、国際

漁業規制の強化、周辺水域の資源状態の悪化、担

い手の減少及び高齢化、金融自由化の進展等、大

きく変化している。この中にあって、水産

業協同組合の多くは、経営規模の零細性、取扱事

業量の減少、固定化債権の増大等により厳しい経

営状況に直面している。

記
事業の零細性にかんがみ、その能力に応じた事業

が適切に実施されるよう慎重に指導すること。

- 三、組合の事業の譲渡に当たっては、譲渡組合の組合員をはじめとする漁協事業の利用者に利益が生ずることのないよう適切に指導すること。
- 四、信用事業機能の拡充については、漁協信用事業の零細性にかんがみ、その能力に応じた事業が適切に実施されるよう慎重に指導すること。
- 五、水産資源の現状にかんがみ、資源管理規制度の適正な運営を推進するとともに、密漁防止対策を強化し、また、資源管理のために遊漁者の一層の協調が得られるようさらに努力すること。

六、漁協自営事業の実施要件の見直しに当たっては、自営事業から組合員等が排除されることのないよう、また、適正な漁利の配分に支障が生ずることのないよう指導すること。

七、漁協経営の適切な業務執行を確保するため、本改正の趣旨の周知徹底を図り責任ある執行体制を確立するとともに、全漁連をはじめ系統組織の内部監査体制の整備・充実につき指導すること。

また、青年層や婦人層の幅広い意向を反映した組合運営と併せ、職員の待遇の改善、人材の育成につき適切に指導すること。

右決議する。

- 一、議案の可決理由
本案は、漁業協同組合の合併を引き続き促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

- 二、漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実状に対する対処し、漁協の経営基盤の強化促進はもとより、欠損金等の負担を軽減するための対策の推

官 報 (号 外)

平成五年四月八日 衆議院会議録第十七号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話
03
(3587)
4302

定価
配送
送別
料金
本部一部
六円二〇大円
支局